

お知らせ

2021年11月

従業員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の申告、スクリーニングテスト、
及びワクチン接種証明について

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症について、様々な予防対策に努めていただいているところですが、在日米軍及び防衛省としても、新型コロナウイルスをめぐる状況を的確に把握し、感染防止対策に取り組んでいるところです。

ホワイトハウスのタスクフォースの指示に従い、米国防省は、10月29日、新型コロナウイルス感染症を引き起こすウイルスを減らし国防省の民間人職員を保護するための公衆衛生保護対策ガイダンス（国防省の民間人職員は11月22日までに予防接種を受けることを義務付けなど）を発行しました。

本ガイダンスにおける「国防省の民間人職員」には、「ホスト国との協定や法律を尊重しつつ、可能な限り米国外で国防省に雇用されている外国人も含まれる。」とされており、在日米軍基地で働く従業員の方をここから除外することは在日米軍施設内の感染防止対策の観点から適切ではありません。そのため、在日米軍は、本ガイダンスを踏まえ在日米軍従業員の皆様へ、以下のとおりお知らせします。

1. 日本国ではコロナワクチン接種は義務ではありませんが、ウイルスの感染を防ぎ、家族、同僚、そして公衆衛生を保護するため、できるだけワクチンを接種することが推奨されます。
2. すべての在日米軍従業員の皆様は、11月22日までに、DD様式3175（別添）のA欄を記入して、各々の監督者に提出してください。
3. DD様式3175を使用するに当たり、在日米軍従業員の皆様に対してとられる措置、例えば「5. 虚偽の陳述を行った場合にとられる可能性のある措置についての証明・認識」などは契・協約の規定に従います。

4. すでにワクチン接種を完了（※1）している場合、DD様式3175に加え、11月22日までに監督者にワクチン接種証明書を提出してください。

ワクチン接種証明書は、監督者が確認に必要な項目（※2）が表示されていれば、証明書のコピー又は写真を紙又は電子媒体により提出することが認められます。接種証明書とは以下のとおりです。

- （1）自治体により発行された接種済証又は接種記録書（職域接種等）
- （2）米軍により発行された接種記録カード（CDCカード）
- （3）上記（1）又は（2）以外は接種の確認ができる公的書類

※1：ワクチン接種を完了とは、2回接種型のワクチンであれば2回目の接種から14日以上経過後、1回接種型であれば接種後14日以上経過後と定義されています。なお、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことがある人や抗体検査により抗体が確認された人については、国防省ガイダンス及び本お知らせの目的上、ワクチン接種を完了したとはみなされません。

※2：監督者が確認に必要な項目とは、（1）氏名（2）ワクチンの種類（3）接種回数（4）接種日（5）接種を実施した医師等の氏名又は医療機関等の名称、の5点です。住所など上記以外の個人情報に記載されている場合は、これを非表示にして提出してください。

提出された書類は各軍の記録保持の規定に従い、監督者によって適切に管理されます。

5. 11月22日以降、ワクチン接種を完了していない在日米軍従業員には、在日米軍施設へ立ち入るための条件として少なくとも7日間に1回新型コロナウイルスのスクリーニングテストが実施されます。テスト受検に際し従業員の皆さんの費用負担はありません。テストは通常、就業時間内に米軍施設内で実施され、テストの受検及びテスト会場までの往復にかかる時間は就業時間とされます。なお、スクリーニングテストの方法、実施場所、監督者への報告等実施にかかる手続きの詳細は各米軍施設によって定められ、各々の命令系統を通じて周知されます。

ワクチン接種又はスクリーニングテストにより基地や家族に感染を持ち込まないことはもとより、安心して職務に専念できる環境が整います。

6. ワクチン接種を完了しておらず、要求されたスクリーニングテストの受検を拒否する従業員は、米軍施設内への立ち入りが許可されません。この場合、5 暦日間のワクチンに関するカウンセリング及び教育の機会が設けられます。この 5 暦日間は職場への出勤は認められず、テレワークで行う作業が割り当てられ通常の勤務として取り扱われます。テレワークになじまない職種についても同様です。
7. 5 暦日間のワクチンに関するカウンセリング及び教育期間後に、要求されたスクリーニングテストの受検を拒否する場合、引き続き在日米軍施設への立ち入りは許可されず、従業員は勤務したものとみなされず、給与は減額されます。さらにスクリーニングテストの受検を拒否する場合は、契・協約の規定に従って段階的な制裁措置がとられることとなります。

ご質問がある場合は、監督者にお問い合わせください。

別添：DD様式 3 1 7 5「国防省民間人職員のワクチン接種証明書」